

行政手続法の施行状況に関する調査結果―国の機関―

第 1 調査の趣旨、目的等

1 調査の目的

平成 6 年 10 月 1 日に施行された行政手続法（平成 5 年法律第 85 号）については、その円滑かつ的確な施行を図るため、「施行状況調査等を充実し、審査基準の設定、見直しなどに努める。」（平成 8 年 12 月 25 日閣議決定「行政改革プログラム」）こととされているところである。

本調査は、この閣議決定等を踏まえ、国及び地方公共団体における行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行に資することを目的として実施したものである。

調査時点等については、①審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況について平成 12 年 3 月 31 日現在の状況、②行政指導の書面の交付状況及び行政指導の指針の公表状況について平成 9 年度～11 年度の 3 年間の実績を、各々調査した。

なお、本調査は、過去 3 回実施しており、今回が第 4 回目の実施となる。

2 調査対象機関

国の行政機関については、全省庁を対象とし、本省庁（28 機関）及び地方支分部局の一部を調査対象とした。各省庁の地方支分部局については、ブロック機関及び府県単位機関のうち、愛知県又は広島県を管轄区域とするもの（41 機関）を対象とした。（具体的な調査対象機関名は、別表 1 のとおりであり、調査時点の関係から省庁再編前の機関名を記載している。）

なお、地方公共団体が国の法令に基づき行っている処分については、別途調査結果を取りまとめ公表する予定である。

3 調査対象項目

（1）行政手続法第 2 章に定める「申請に対する処分」についての手続

- ① 申請により求められた許認可等を行うかどうかを、根拠法令の定めに従って判断するために必要とされる基準である「審査基準」の設定状況（設定の有無、未設定理由等）
- ② 申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間である「標準処理期間」の設定状況（設定の有無、具体的設定期間等）

（2）同法第 3 章に定める「不利益処分」についての手続

- ① 許認可等の取消し、営業の停止等の「不利益処分」をする際の判断基準である「処分基準」の設定状況（設定の有無、未設定理由等）
- ② 不利益処分をしようとする場合に執るべきこととされている「聴聞・弁明」の実施状況等

（3）同法第 4 章に定める「行政指導」についての手続

- ① 相手方から求められた場合における行政指導の内容等を記載した書面の交付状況

- ② 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対して行う行政指導についての当該「行政指導に共通してその内容となるべき事項」（指針）の公表状況

第2 調査結果

1 申請に対する処分

(1) 審査基準の設定状況

「行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。」（法第5条第1項）とされている。

今回、国における審査基準の設定状況を調査した結果は、表1のとおりであり、本省庁の処分及び調査対象地方支分部局を合わせた総数 6,277 種類の処分のうち、5,498 種類（87.6 パーセント）について審査基準が設定されていた。（各省庁別の内訳は、別表2参照）

表1 国における審査基準の設定状況

| 区 分 | 本省庁 | | 地方支分部局 | | 合計 | |
|------------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| | 対象処分 種類総数 | 審査基準 設定済み | 対象処分 種類総数 | 審査基準 設定済み | 対象処分 種類総数 | 審査基準 設定済み |
| 平成12年3月31日 現在 | 4,156 | 3,529 (84.9) | 2,121 | 1,969 (92.8) | 6,277 | 5,498 (87.6) |

(注) 1 () 内は、対象処分種類総数を100とした場合の指数である。

- 2 「審査基準設定済み」の中には、「法令の規定において判断基準が言い尽くされているとの理由で、審査基準を設定していないもの」も含めている。

(2) 審査基準が設定されていない処分

今回、審査基準が設定されていない処分は、本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせて779種類みられ、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表2のとおりであった。

未設定の理由として多く挙げられているものは、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難」及び②「事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難」であり、この2つで全体の約8割を占めていた。

表2 審査基準未設定処分の未設定理由別内訳

| 未 設 定 理 由 (類 型 別) | 審査基準未設定 処分数 |
|---|----------------|
| ① 将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難 | 343 (44.0) |
| ② 事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難 | 280 (35.9) |
| ③ 過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、審査基準を設定する実益がない | 94 (12.1) |
| ④ その他 | 62 (8.0) |
| 合 計 | 779 (100) |

(注) () 内は、審査基準未設定処分種類数(合計)を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(3) 審査基準の新たな設定、見直し状況等

ア 新たな審査基準の設定状況

前回調査時(平成9年3月31日)において、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難」、「事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難」などの理由から審査基準が未設定となっていた処分(616種類)のうち、今回の調査時まで新たに審査基準を設定したものを調査した結果、本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせて60種類(9.7パーセント)みられた。

イ 審査基準の見直し状況等

今回は、平成9年度までに審査基準を設定していた処分(4,319種類)のうち、当該審査基準について、その内容の明確化、具体化、数値化を行うなどの見直しを行ったものを調査した結果、本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせて、34種類(0.8パーセント)みられた(その主な例は、表3のとおり)。

表 3 審査基準の見直しを行った主な例

| 処分の種類名 | 根拠法令 | 従来の審査基準 | | 見直し後の審査基準 | |
|----------------------------|----------------|-------------|--|--------------|--|
| | | 設定年月 | | 改正年月 | |
| 簡易ガス事業の許可 | ガス事業法第 37 の 2 | 昭和 46 年 2 月 | 簡易ガス事業者の供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にある場合の許可の基準として、「一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼす恐れがある地域」か否かで判断。具体的には、一般ガス事業者が、①導管等に係る投資を行うことが著しく困難、②導管施設工事の遅延などの予想される地域等を例示。 | 平成 11 年 11 月 | 左の内容に加え、「一般ガス事業者の概設導管から申請する簡易ガス事業の供給地点群までの敷設導管最短距離の申請地点当たりの値が 10 メートルを超える場合には、当該一般ガス事業者の事業に支障を及ぼす恐れのある地域がないものと判断」することにした。 (→審査基準の具体化、数値化) |
| 漁船の建造等をすべき期間の延長許可、工事完成後の認定 | 漁船法第 5 条、第 7 条 | 平成 6 年 10 月 | 処分ごとに、「漁船建造等許可の期間延長について (平成 6 年 10 月 1 日水産庁海洋漁業部長通達)」、「漁船の認定及び登録の検認について (昭和 26 年 5 月 8 日 水第 2794 号)」のとおりとすると、通達名を記載。 | 平成 12 年 3 月 | 処分ごとに、同通達を添付するとともに、同通達のどの部分が審査基準に該当するのかを明示することとした。(→審査基準の明確化) |

(4) 標準処理期間の設定状況

「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるように努める。」(法第 6 条) こととされている。

今回、国における標準処理期間の設定状況を調査した結果は、表4のとおりであり、本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせた総数6,277種類の処分のうち、4,694種類(79.1パーセント)について標準処理期間が設定されていた。(各省庁別の内訳は、別表3参照)

表4 国における標準処理期間の設定状況

| 区分 | 本省庁 | | 地方支分部局 | | 合計 | |
|------------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| | 対象処分 種類総数 | 標準処理 期間設定済み | 対象処分 種類総数 | 標準処理 期間設定済み | 対象処分 種類総数 | 標準処理 期間設定済み |
| 平成12年3月31日 現在 | 4,156 | 3,074 (74.0) | 2,121 | 1,890 (89.1) | 6,277 | 4,964 (79.1) |

(注) ()内は、対象処分種類総数を100とした場合の指数を表す。

(5) 標準処理期間が設定されていない処分

今回、標準処理期間が設定されていない処分は、本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせて1,313種類みられ、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表5のとおりであった。

未設定の理由として多く挙げられているものは、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難」及び②「事実関係の認定に難易差があり設定が困難」であり、この2つで全体の約8割を占めていた。

表5 標準処理期間未設定処分の未設定理由別内訳

| 未設定理由(類型別) | 標準処理期間未 設定処分 |
|--|-----------------|
| ① 将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難 | 565 (43.0) |
| ② 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難 | 440 (33.5) |
| ③ 過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益なし | 156 (11.9) |
| ④ その他 | 152 (11.6) |
| 合計 | 1,313 (100) |

(注) ()内は、標準処理期間未設定処分種類数(合計)を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(6) 標準処理期間の新たな設定状況等

ア 新たな標準処理期間の設定状況

前回調査時（平成9年3月31日現在）において、「事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難」や「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難」などの理由から標準処理期間が未設定となっていた処分（1,139種類）のうち、今回の調査時まで新たに標準処理期間を設定したものを調査した結果、本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせて113種類（9.9パーセント）みられた。

イ 標準処理期間未設定処分と処分実績

今回、標準処理期間を設定していない処分（1,313種類）について、その申請案件の処分実績（平成11年度）の内訳を調査した結果は、表6のとおりであり、処分実績のないものが1,035種類（78.8パーセント）と約8割を占めていた。

表6 標準処理期間未設定処分の処分実績別内訳

| 区分 | 処分実績別内訳(平成11年度) | | | | | |
|-------------|-----------------|---------------|----------------|------------------|-------------|----------------|
| | 実績なし | 1～10件 未満 | 10件～100 件未満 | 100件以上 500件未満 | 500件以上 | 計 |
| 未設定の 処分数 | 1,035 (78.8) | 179 (13.7) | 56 (4.3) | 15 (1.1) | 28 (2.1) | 1,313 (100) |

注) 1 () 内は、未設定の処分種類数（合計）を100とした場合の各処分実績区分の占める割合を示す指数である。

2 処分実績は、各省庁から報告された件数を基に集計した。

2 不利益処分

(1) 処分基準の設定状況

「行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「処分基準」という。）を定めるように努める。」（法第12条第1項）とされている。

今回、国における処分基準の設定状況を調査した結果は、表7のとおりであり、本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせた4,659種類の処分のうち、3,411種類（73.2パーセント）について処分基準が設定されていた。（各省庁別の内訳は、別表4参照）

なお、前回調査時（平成9年3月31日現在）において、処分基準が未設定となっていた処分（844種類）のうち、今回の調査時まで新たに処分基準を設定したもの（見直しを含む。）は8種類（1.0パーセント）である。

表7 国における処分基準の設定状況

| 区 分 | 本省庁 | | 地方支部部局 | | 合計 | |
|------------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| | 対象処分 種類総数 | 処分基準 設定済み | 対象処分 種類総数 | 処分基準 設定済み | 対象処分 種類総数 | 処分基準 設定済み |
| 平成12年3月31日 現在 | 3,275 | 2,402 (73.3) | 1,384 | 1,009 (72.9) | 4,659 | 3,411 (73.2) |

(注) () 内は、対象処分種類総数を100とした場合の指数である。

(2) 処分基準が設定されていない処分

今回、処分基準が設定されていない処分は、本省庁及び調査対象地方支部部局を合わせて1,248種類みられ、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表8のとおりであった。

未設定理由としては、①「事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難」又は②「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難」の2つに大別される状況にあった。

表8 処分基準未設定処分の未設定理由別内訳

| 未 設 定 理 由 (類 型 別) | 処分基準未設定 処分数 |
|---|----------------|
| ① 事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難 | 653 (52.3) |
| ② 将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難 | 570 (45.7) |
| ④ その他 | 25 (2.0) |
| 合 計 | 1,248 (100) |

(注) () 内は、未設定処分種類数(合計)を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(3) 聴聞及び弁明の手續の実施状況

「行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手續を執らなければならない。」(法第13条第1項)こととされている。これは、不利益処分の名あて人となるべき者の権利保護を図る観点から、処分の原因となる事実について、その名あて人となるべき者に対して自らの防御権を行使する機会を付与するものである。

具体的には、許認可等の取消し、資格又は地位のはく奪など名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときには、当該者について、「(審理の場で)口頭による意見陳述等の機会を保障されるべきであるので、そのときには聴聞手續をとることとし、それ以外の不利益処分をしようとするときには、弁明書、証拠書類等の提出による弁明の機会の付与」の手續を執ることとしている。[総務庁(現総務省)行政管理局編「逐条解説行政手續法」(以下「逐条解説」という。)128頁]

今回、聴聞又は弁明の手續の実施通知が行われた件数(平成11年度)を調査した結果は、表9のとおりであり、行政手續法の規定に則り、本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせて聴聞手續が291件、弁明手續が10,550件実施されていた。このうち、当事者の聴聞期日への不出頭又は弁明書の未提出のまま終結されたものの割合を調査した結果は表9のとおりであり、聴聞で45.4パーセント、弁明で96.1パーセントを占めていた。(各省庁における不利益処分の実績、聴聞及び弁明の通知件数は、別表5, 6参照)

表9 聴聞手續又は弁明手續の実施状況(平成11年度)

| 区分 | 不利益処分の名あて人に対する手錠の実施通知の件数 (a) | 名あて人の聴聞不出頭又は弁明書未提出により手續を集結したものの件数(b) | 不出頭又は未提出による集結の割合(%) (b/a) |
|--------|---------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 聴聞相当処分 | 291 | 132 | 45.4 |
| 弁明相当処分 | 10,550 | 10,143 | 96.1 |

(注) 行政庁は、①当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結することができることとされており(法第23条第1項)、また、②弁明の機会の付与についても、弁明書の提出期限までに当事者から何ら応答がない場合には、弁明の機会を与え終えたことになると解される。

(4) 聴聞・弁明手續が執られていない処分の状況

行政庁が不利益処分をしようとする場合には、聴聞又は弁明の手續を執ることが原則であるが、例外的に当該処分の行われる個別具体の状況ないし処分の内容の特殊性によ

り、聴聞又は弁明の手続を執ることを要しないものがある。

今回の調査において、これらの理由に該当するため聴聞又は弁明の手続を執ることなく不利益処分を行ったものについて、理由別の処分の種類数、処分件数及び該当する処分の主な例を調査した結果は、表 10 のとおりであり、「最終的に金額の多寡によって解決されるものであり、行政効率の観点から、事前に意見を述べる機会を与えることなく処分を行い、争いがある場合には事後的な処理に委ねることが適当である」[逐条解説 149 頁] とされる③の理由に該当する処分が、大半を占めていた。

表 10 聴聞・弁明手続が執られていない処分の理由別内訳（平成 11 年度）

| 理由別 | 区分 | 処分の種類数 | 処分件数 | 該当する処分の主な例 |
|---|--------|--------|-----------|---|
| ① 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、聴聞又は弁明の手続を報いることができないとき | 弁明相当処分 | 7 | 1,708 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防上必要な事項の指示（検疫法第 8 条） ・ 違法車両への通行中止等の措置命令（道路法第 47 条の 3 第 1 項） ・ 特定有害廃棄物等の輸出者等への措置命令（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 14 条第 1 項） |
| ② 法上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決又は決定書、一定の職に就いたことを証する当確任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをするとき | 聴聞相当処分 | 3 | 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正受験者の受験停止、合格無効（道路運送車両法第 55 条第 4 項） ・ 卸売業者の許可取消（卸売市場法第 25 条第 1 項） ・ 建築士免許の取消（建築士法第 9 条） |
| ③ 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき | 弁明相当処分 | 36 | 1,040,256 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢厚生年金の支給停止、年金併給調整（厚生年金保険法第 38 条第 1 項、第 46 条） ・ 障害基礎年金の失権、年金併給調整（国民年金法第 20 条第 1 項、第 35 条） ・ 工事原因者への工事費用負担命令（道路法第 58 条第 1 項） ・ 道路占有料の徴収（道路法第 39 条第 1 項） |

| | | | | |
|---|--------|---|---|--------------------------|
| ④ 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をするとき | 弁明相当処分 | 1 | 1 | ・保安規定の変更命令（電気事業法第42項第3項） |
|---|--------|---|---|--------------------------|

（５）聴聞主宰者の指名方針

「聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する」（法第19条第1項）こととされている。また、「主宰者は、聴聞の審理において、関係人に参加許可を与え、審理を進行させて必要に応じ当事者等に陳述等を促し質問を発し、また、審理を終結させ、更には審理の記録を作成するといった聴聞の運営について必要な一切を司るもの」[逐条解説174頁]である。

今回、各省庁における聴聞主宰者の指名方針について調査した結果は、表11のとおりであった。

表11 各省庁における聴聞主宰者の指名方針の内訳（平成12年3月31日現在）

| 指名方針の内訳 | | 本省庁 | 地方市 分 部 局 | 計 |
|---------|---|-----|--------------------|----|
| ① | 当該不利益処分を所管とする担当部課の職員を主宰者として指名 | 6 | 5 | 11 |
| ② | 当該不利益処分を所管する部局の担当部課が所属する部局の筆頭課等の職員を主宰者として指名 | 3 | 3 | 6 |
| ③ | 行政手続法担当課等の職員を全庁一律に主催者として指名 | 2 | 0 | 2 |
| ④ | 統一的な方針を特に定めず、聴聞を必要とする事由が生じた段階でその都度適任者を指名 | 11 | 20 | 31 |
| その他 | 各部局により①又は② | 0 | 2 | 2 |
| | 各部局により①又は④ | 2 | 5 | 7 |
| | 各部局により②又は④ | 0 | 1 | 1 |
| | その他 | 1 | 2 | 3 |
| 計 | | 25 | 38 | 63 |

（注）1 聴聞相当処分のない省庁及び地方支分部局は、本表から除外している。

2 実際に聴聞を必要とする事由が生じた際にこれらの内容と異なる形で指名が行われる場合があり得る。

3 行政指導

(1) 行政指導の書面の交付状況

「行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。」(法第 35 条第 1 項及び第 2 項) とされている。

今回、平成 9 年度から 11 年度までの 3 年間の各省庁における上記書面の交付実績を調査した結果は、表 12 のとおりであり、4 省庁で 4 件の書面交付が行われていた。

表 12 行政指導の書面の交付状況

| 件名 | 主な内容 | 書面交付先 | 省庁名 |
|---------------------------|---|----------------------------------|----------------|
| 青少年を取り巻く有害環境の浄化対策への協力について | 条例により規制されている有害図書類の 18 歳未満の者に対する販売禁止、有害図書類の区分陳列等について、協会傘下の店舗事業者に対し周知徹底するよう指導 | 関係協会 | 警察庁 総務庁 |
| 塩事業法の遵守について | 販売業者に、特定化学製品用塩の輸入時の大蔵大臣への書面提出、特定化学製品の製造の用以外の目的での他人への譲渡の禁止等、塩事業法附則第 38 条の規定を遵守するよう指導 | 特殊用塩特定 販売業の届出者 (2 件交付) | 大蔵省 |
| 無許可工作物の是正 | 河川法に基づく許可を受けずに、河川区域及び河川保全区域内に項作物を設置していた者に対し、許可の可能な状態に工作物を是正するとともに、許可申請手続を行うよう指導 | 個人 | 建設省 (地方建設局) |

(2) 複数の者に対して行う行政指導の指針の公表状況

「同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。」(法第 36 条) とされている。

今回、平成 9 年度から 11 年度までの 3 年間の各省庁における行政指導の指針の公表状況を調査した結果は、表 13 のとおりであり、6 省庁において 21 種類の指針が公表されていた。

表 13 複数の者に対して行う行政指導の指針の策定・公表状況

| 省庁名 | 策定公表件数 | 具体的な指針の件名 [関係法令名] |
|-----------|-----------------------|---|
| 法務省 | 7 | ①同一商号に関する取扱いについての指針 ②営業許可を受けるための手続に関する指針 ③営業御法度の許可を受けるための手続に関する指針 ④兼業の承認を受けるための手続に関する指針 など [債権管理回収業に関する特別措置法] |
| 大蔵省 | 2 | ①公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針 ②酒類販売における未成年者飲酒防止のための取組みに関する指導について |
| 文部省 | 1 | ①大学等における遺伝子治療臨床研究に関するガイドライン ②大学等におけるヒトのクローン個体の作製についての研究に関する指針 ③大学等における組換えDNA実験指針 |
| 農林 水産省 | 1 | ①動物用医薬品等製造指針 [薬事法] |
| 通商 産業省 | 6 (うち5は地 方支分部局) | ①国内陸上貨物取引及び輸送・保管の分野において荷主及び陸上運送事業者等が行う電子計算機の連携利用に関する指針 [情報処理の促進に関する法律] ②送電鉄塔の保全対策、送電線についての当面の巡視点検強化について [電気事業法] ③鉱山道路の監督指導基準 [鉱山保安法] など |
| 運輸省 | 2 | ①コンビニエンスストア等を使用した主催旅行商品の販売について [旅行業者] ②外務省海外危険情報の取り扱いについて [旅行業法] |
| 計 | 21 | |

| 省 庁 等 名 | 地 方 支 分 部 局 | | 備 考 |
|---------------|---|--|-----|
| | ブ ロ ッ ク 機 関 | 府 県 単 位 機 関 | |
| 総 理 府 | ————— | ————— | |
| 公正取引委員会（事務局） | 中部事務所 近畿中国四国事務所中国支所 | ————— | |
| 国家公安委員会（警察庁） | ————— | ————— | |
| 公害等調整委員会（事務局） | ————— | ————— | なし |
| 金融再生委員会（事務局） | ————— | ————— | |
| 金 融 庁 | ————— | ————— | |
| 宮 内 庁 | ————— | ————— | なし |
| 総 務 庁 | ————— | ————— | |
| 北海道開発庁 | ————— | ————— | なし |
| 防 衛 庁 | 名古屋防衛施設支局 広島防衛施設局 | ————— | |
| 経済企画庁 | ————— | ————— | |
| 科学技術庁 | ————— | ————— | |
| 環 境 庁 | ————— | ————— | |
| 沖縄開発庁 | ————— | ————— | |
| 国 土 庁 | ————— | ————— | |
| 法 務 省 | 名古屋入国管理局 広島入国管理局 名古屋法務局 広島法務局 名古屋高等検察庁 広島高等検察庁 | 名古屋地方検察庁 広島地方検察庁 名古屋保護観察所 広島保護観察所 | |
| 外 務 省 | ————— | ————— | |
| 大 蔵 省 | 東海財務局 中国財務局 名古屋国税局 広島国税局 名古屋税関 神戸税関 | ————— | |
| 文 部 省 | ————— | ————— | |

| | | | |
|----------------|---|-----------------|--|
| 厚生省 | ————— | ————— | |
| 農林水産省 | 東海農政局 中国四国農政局 | ————— | |
| 通商産業省 | 中部通商産業局 中国通商産業局 中部近畿鉱山保安監督部 中国四国鉱山保安監督部 | ————— | |
| 運輸省 | 中部運輸局 中国運輸局 大阪航空局 第四管区海上保安本部 第六管区海上保安本部 第五港湾建設局 第三港湾建設局 | ————— | |
| 郵政省 | 東海郵政局 中国郵政局 東海電気通信管理局 中国電気通信管理局 | ————— | |
| 労働省 | ————— | 愛知労働局 広島労働局 | |
| 建設省 | 中部地方建設局 中国地方建設局 | ————— | |
| 自治省 | ————— | ————— | |
| 人事院 | ————— | ————— | |
| (計) 本省庁等 28 | (計) ブロック機関 35 | (計) 府県単位機関 6 | |

(注) 1 「備考」欄に「なし」と記載している省庁等は、行政手続法の対象となる処分がないものである。

2 ブロック機関及び府県単位機関については、行政手続法の対象となる処分がない機関をあらかじめ除外している。

(平成12年3月31日現在)

(参考：平成9年3月31日現在)

| 省庁等名 | 申請に対する処分 | | | | | | 省庁等名 | 申請に対する処分(単位：種類) | |
|---------|----------|--------|-----|---------------|---------------|---------------|------|-----------------|----------|
| | 対象処分種類総数 | | | 審査基準設定済み | | | | 対象処分種類総数 | 審査基準設定済み |
| | 本省庁 | 地方支分部局 | 計 | 本省庁 | 地方支分部局 | 計 | | | |
| 総理府 | 9 | 0 | 9 | 6 (66.7) | 0 | 6 (66.7) | 9 | 6 (66.7) | |
| 公正取引委員会 | 1 | 2 | 3 | 0 (0) | 0 | 0 (0) | 1 | 0 (0) | |
| 警察庁 | 66 | 0 | 66 | 54 (81.8) | 0 | 54 (81.8) | 63 | 53 (84.1) | |
| 金融再生委員会 | 28 | 0 | 28 | 25 (89.3) | 0 | 25 (89.3) | — | — | |
| 金融庁 | 454 | 0 | 454 | 347 (76.4) | 0 | 347 (76.4) | — | — | |
| 総務庁 | 5 | 0 | 5 | 5 (100) | 0 | 5 (100) | 5 | 5 (100) | |
| 防衛庁 | 5 | 12 | 17 | 5 (100) | 8 (66.7) | 13 (76.5) | 8 | 6 (75.0) | |
| 経済企画庁 | 6 | 0 | 6 | 4 (66.7) | 0 | 4 (66.7) | 1 | 0 (0) | |
| 科学技術庁 | 137 | 0 | 137 | 127 (92.7) | 0 | 127 (92.7) | 137 | 127 (92.7) | |
| 環境庁 | 39 | 0 | 39 | 22 (56.4) | 0 | 22 (56.4) | 38 | 20 (52.6) | |
| 沖縄開発庁 | 3 | 0 | 3 | 1 (33.3) | 0 | 1 (33.3) | 1 | 1 (100) | |
| 国土庁 | 11 | 0 | 11 | 9 (81.8) | 0 | 9 (81.8) | 11 | 9 (81.8) | |
| 法務省 | 50 | 26 | 76 | 37 (74.0) | 26 (100) | 63 (82.9) | 55 | 44 (80.0) | |
| 外務省 | 24 | 0 | 24 | 21 (87.5) | 0 | 21 (87.5) | 27 | 24 (88.9) | |
| 大蔵省 | 130 | 446 | 576 | 83 (63.8) | 371 (83.2) | 454 (78.8) | 674 | 514 (76.3) | |
| 文部省 | 133 | 0 | 133 | 124 (93.2) | 0 | 124 (93.2) | 108 | 99 (91.7) | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-------|-----------------|
| 厚生省 | 603 | 0 | 603 | 484 (80.3) | 0 | 484 (80.3) | 厚生省 | 590 | 459 (77.8) |
| 農林水産省 | 586 | 58 | 644 | 537 (91.6) | 58 (100) | 595 (92.4) | 農林水産省 | 626 | 556 (88.8) |
| 通商産業省 | 789 | 447 | 1,236 | 697 (88.3) | 413 (92.4) | 1,110 (89.8) | 通商産業省 | 997 | 926 (92.9) |
| 運輸省 | 481 | 778 | 1,269 | 423 (87.9) | 761 (97.8) | 1,184 (93.3) | 運輸省 | 953 | 901 (94.5) |
| 郵政省 | 159 | 132 | 291 | 139 (87.4) | 132 (100) | 271 (93.1) | 郵政省 | 141 | 128 (90.8) |
| 労働省 | 141 | 124 | 265 | 129 (91.5) | 120 (96.8) | 249 (94.0) | 労働省 | 181 | 173 (95.6) |
| 建設省 | 249 | 86 | 335 | 213 (85.5) | 80 (93.0) | 293 (87.5) | 建設省 | 263 | 230 (87.5) |
| 自治省 | 44 | 0 | 44 | 34 (77.3) | 0 | 34 (77.3) | 自治省 | 43 | 35 (81.4) |
| 人事院 | 3 | 0 | 3 | 3 (100) | 0 | 3 (100) | 人事院 | 3 | 3 (100) |
| 合計 | 4,156 | 2,121 | 6,277 | 3,529 (84.9) | 1,969 (92.8) | 5,498 (87.6) | 合計 | 4,935 | 4,319 (87.5) |

(注) 1 ()内は、「対象処分種類総数」を100とした場合の「審査基準設定済み」の割合を示したものである。

なお、参考計上した前回の調査結果(平成9年3月31日現在)は、本省庁及び地方支分部局を合わせた数値を記載している。

2 前回調査時(平成9年3月31日現在)以降、法令の制定・改廃に伴い処分の新設・廃止等が行われているため、今回調査時(平成12年3月31日現在)と調査対象処分の種類及びその数は必ずしも一致しない。

また、調査対象地方支分部局は、前回調査で「東京都を管轄区域として含むブロック機関及び府県単位機関」としたが、今回調査では「愛知県、広島県を管轄区域として含むブロック機関及び府県単位機関」としたため、これに伴い、本省庁及び地方支分部局を合わせた全体の対象処分種類数も前回調査より増加している。

別表 3

国における標準処理期間の設定状況

(平成12年3月31日現在)

(参考：平成9年3月31日現在)

| 省庁等名 | 申請に対する処分 | | | | | | 省庁等名 | 申請に対する処分(単位：種類) | |
|---------|----------|--------|-----|---------------|---------------|---------------|------|-----------------|------------|
| | 対象処分種類総数 | | | 標準処理期間設定済み | | | | 対象処分種類総数 | 標準処理期間設定済み |
| | 本省庁 | 地方支分部局 | 計 | 本省庁 | 地方支分部局 | 計 | | | |
| 総理府 | 9 | 0 | 9 | 9 (100) | 0 | 9 (100) | 9 | 9 (100) | |
| 公正取引委員会 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 (0) | |
| 警察庁 | 66 | 0 | 66 | 38 (57.6) | 0 | 38 (57.6) | 63 | 47 (74.6) | |
| 金融再生委員会 | 28 | 0 | 28 | 20 (71.4) | 0 | 20 (71.4) | — | — | |
| 金融庁 | 454 | 0 | 454 | 350 (77.1) | 0 | 350 (77.1) | — | — | |
| 総務庁 | 5 | 0 | 5 | 5 (100) | 0 | 5 (100) | 5 | 5 (100) | |
| 防衛庁 | 5 | 12 | 17 | 2 (40.0) | 2 (16.7) | 4 (23.5) | 8 | 2 (25.0) | |
| 経済企画庁 | 6 | 0 | 6 | 3 (50.0) | 0 | 3 (50.0) | 1 | 0 (0) | |
| 科学技術庁 | 137 | 0 | 137 | 94 (68.6) | 0 | 94 (68.6) | 137 | 94 (68.6) | |
| 環境庁 | 39 | 0 | 39 | 22 (56.4) | 0 | 22 (56.4) | 38 | 20 (52.6) | |
| 沖縄開発庁 | 3 | 0 | 3 | 1 (33.3) | 0 | 1 (33.3) | 1 | 1 (100) | |
| 国土庁 | 11 | 0 | 11 | 7 (63.6) | 0 | 7 (63.6) | 11 | 7 (63.6) | |
| 法務省 | 50 | 26 | 76 | 30 (60.0) | 14 (53.8) | 44 (57.9) | 55 | 35 (63.6) | |
| 外務省 | 24 | 0 | 24 | 17 (70.8) | 0 | 17 (70.8) | 27 | 20 (74.1) | |
| 大蔵省 | 130 | 446 | 576 | 59 (45.4) | 394 (88.3) | 453 (78.6) | 674 | 423 (62.8) | |
| 文部省 | 133 | 0 | 133 | 105 (78.9) | 0 | 105 (78.9) | 108 | 84 (77.8) | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-------|-----------------|
| 厚生省 | 603 | 0 | 603 | 386 (64.0) | 0 | 386 (64.0) | 厚生省 | 590 | 362 (61.4) |
| 農林水産省 | 586 | 58 | 644 | 510 (87.0) | 46 (79.3) | 556 (86.3) | 農林水産省 | 626 | 540 (86.3) |
| 通商産業省 | 789 | 447 | 1,236 | 640 (81.1) | 400 (89.5) | 1,040 (84.1) | 通商産業省 | 997 | 842 (84.5) |
| 運輸省 | 481 | 788 | 1,269 | 374 (77.8) | 726 (93.3) | 1,100 (86.7) | 運輸省 | 953 | 804 (84.4) |
| 郵政省 | 159 | 132 | 291 | 116 (73.0) | 122 (92.4) | 238 (81.8) | 郵政省 | 141 | 126 (89.4) |
| 労働省 | 141 | 124 | 265 | 134 (95.0) | 116 (93.5) | 250 (94.3) | 労働省 | 181 | 171 (94.5) |
| 建設省 | 249 | 86 | 335 | 116 (46.6) | 70 (81.4) | 186 (55.5) | 建設省 | 263 | 168 (63.9) |
| 自治省 | 44 | 0 | 44 | 34 (77.3) | 0 | 34 (77.3) | 自治省 | 43 | 34 (79.1) |
| 人事院 | 3 | 0 | 3 | 2 (66.7) | 0 | 2 (66.7) | 人事院 | 3 | 2 (66.7) |
| 合計 | 4,156 | 2,121 | 6,277 | 3,074 (74.0) | 1,890 (89.1) | 4,964 (79.1) | 合計 | 4,935 | 3,796 (76.9) |

(注) 1 ()内は、「対象処分種類総数」を100とした場合の「標準処理期間設定済み」の割合を示したものである。

なお、参考計上した前回の調査結果(平成9年3月31日現在)は、本省庁及び地方支分部局を合わせた数値を記載している。

2 別表1の(注)2に同じ。

別表 4

国における処分基準の設定状況

(平成12年3月31日現在)

(参考：平成9年3月31日現在)

| 省庁等名 | 不利益処分 | | | | | | 省庁等名 | 不利益処分 (単位：種類) | |
|-------------|----------|------------|-----|---------------|--------------|---------------|------|------------------|--------------|
| | 対象処分種類総数 | | | 処分基準設定済み | | | | 対象処分種類 総数 | 処分基準設定 済み |
| | 本省庁 | 地方支 分部局 | 計 | 本省庁 | 地方支 分部局 | 計 | | | |
| 総理府 | 9 | 0 | 9 | 6 (66.7) | 0 | 6 (66.7) | 9 | 6 (66.7) | |
| 公正取引 委員会 | 2 | 4 | 6 | 1 (50.0) | 2 (50.0) | 3 (50.0) | 2 | 1 (50.0) | |
| 警察庁 | 57 | 0 | 57 | 23 (40.4) | 0 | 23 (40.4) | 47 | 28 (59.6) | |
| 金融再生 委員会 | 40 | 0 | 40 | 7 (17.5) | 0 | 7 (17.5) | — | — | |
| 金融庁 | 190 | 0 | 190 | 32 (16.8) | 0 | 32 (16.8) | — | — | |
| 総務庁 | 4 | 0 | 4 | 4 (100) | 0 | 4 (100) | 4 | 4 (100) | |
| 北海道開 発庁 | — | — | — | — | — | — | 2 | 1 (50.0) | |
| 防衛庁 | 5 | 2 | 7 | 0 (0) | 0 | 0 (0) | 7 | 0 (0) | |
| 経済企画 庁 | 9 | 0 | 9 | 9 (100) | 0 | 9 (100) | 6 | 6 (100) | |
| 科学技術 庁 | 155 | 0 | 155 | 110 (71.0) | 0 | 110 (71.0) | 151 | 108 (71.5) | |
| 環境庁 | 51 | 0 | 51 | 18 (35.3) | 0 | 18 (35.3) | 51 | 17 (33.3) | |
| 沖縄開発 庁 | 5 | 0 | 5 | 3 (60.0) | 0 | 3 (60.0) | 3 | 3 (100) | |
| 国土庁 | 23 | 0 | 23 | 13 (56.5) | 0 | 13 (56.5) | 23 | 13 (56.5) | |
| 法務省 | 34 | 8 | 42 | 26 (76.5) | 4 (50.0) | 30 (71.4) | 37 | 23 (62.2) | |
| 外務省 | 11 | 0 | 11 | 9 (81.8) | 0 | 9 (81.8) | 11 | 9 (81.8) | |
| 大蔵省 | 115 | 208 | 323 | 62 (53.9) | 76 (36.5) | 138 (42.7) | 343 | 137 (39.9) | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-------|-----------------|
| 文部省 | 141 | 0 | 141 | 96 (68.1) | 0 | 96 (68.1) | 文部省 | 120 | 86 (71.7) |
| 厚生省 | 554 | 0 | 554 | 434 (78.3) | 0 | 434 (78.3) | 厚生省 | 533 | 424 (79.5) |
| 農林水産省 | 369 | 30 | 399 | 342 (92.7) | 30 (100) | 372 (93.2) | 農林水産省 | 423 | 395 (93.4) |
| 通商産業省 | 647 | 356 | 1,003 | 568 (87.8) | 344 (96.6) | 912 (90.9) | 通商産業省 | 726 | 660 (90.9) |
| 運輸省 | 341 | 468 | 809 | 222 (65.1) | 283 (60.5) | 505 (62.4) | 運輸省 | 566 | 402 (71.0) |
| 郵政省 | 123 | 76 | 199 | 97 (78.9) | 70 (92.1) | 167 (83.9) | 郵政省 | 125 | 100 (80.0) |
| 労働省 | 114 | 90 | 204 | 107 (93.9) | 90 (100) | 197 (96.6) | 労働省 | 169 | 164 (97.0) |
| 建設省 | 213 | 142 | 355 | 181 (85.0) | 110 (77.5) | 291 (81.7) | 建設省 | 263 | 217 (82.5) |
| 自治省 | 59 | 0 | 59 | 28 (47.5) | 0 | 28 (47.5) | 自治省 | 55 | 28 (50.9) |
| 人事院 | 4 | 0 | 4 | 4 (100) | 0 | 4 (100) | 人事院 | 4 | 4 (100) |
| 合 計 | 3,275 | 1,384 | 4,659 | 2,402 (73.3) | 1,009 (72.9) | 3,411 (73.2) | 合 計 | 3,680 | 2,836 (77.1) |

(注) 1 () 内は、「対象処分種類総数」を100とした場合の「処分基準設定済み」の割合を示したものである。

なお、参考計上した前回の調査結果(平成9年3月31日現在)は、本省庁及び地方支分部局を合わせた数値を記載している。

2 別表1の(注)2に同じ。

別表 5

聴聞相当処分の状況（平成11年度）

| 省庁等名 | 処分種類数 | 不利益処分件数 A | 聴聞通知件数 | | 聴聞手続を執らない件数 A-B | 備考 |
|---------|-------|--------------|--------|---------|--------------------|----------------------|
| | | | B | 不出頭最終件数 | | |
| 金融再生委員会 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 金融庁 | 3 | 6 | 6 | 0 | 0 | |
| 科学技術庁 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 国土庁 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | |
| 法務省 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | |
| 外務省 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 大蔵省 | 3 | 10 | 10 | 7 | 0 | 調査対象地方支分部局（財務局）を含む |
| 文部省 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 厚生省 | 10 | 28 | 28 | 0 | 0 | |
| 農林水産省 | 6 | 39 | 38 | 20 | 1 | |
| 通商産業省 | 7 | 47 | 47 | 14 | 0 | 調査対象地方支分部局（通商産業局）を含む |
| 運輸省 | 13 | 89 | 87 | 75 | 2 | 調査対象地方支分部局（運輸局）を含む |
| 郵政省 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | |
| 労働省 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | |
| 建設省 | 5 | 68 | 63 | 12 | 5 | 調査対象地方支分部局（地方建設局）を含む |
| 計 | 57 | 299 | 291 | 132 | 8 | |

（注） 不利益処分の実績のある省庁等のみを計上した。

| 省庁等名 | 処分種類数 | 不利益処分件数 | 弁明書提出通知件数 | | 弁明手続を執らない件数 | 備考 |
|---------|-------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------------------|
| | | | | 未提出最終件数 | | |
| 公正取引委員会 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 調査対象地方支分部局（事務所）を含む |
| 金融再生委員会 | 2 | 12 | 12 | 0 | 0 | |
| 金融庁 | 9 | 37 | 24 | 1 | 13 | |
| 環境庁 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 | |
| 外務省 | 1 | 3 | 3 | 1 | 0 | |
| 大蔵省 | 3 | 130 | 130 | 129 | 0 | 調査対象地方支分部局（税関）を含む |
| 文部省 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | |
| 厚生省 | 29 | 1,032,030 | 14 | 0 | 1,032,016 | |
| 農林水産省 | 2 | 7 | 7 | 2 | 0 | |
| 通商産業省 | 10 | 10,014 | 10,013 | 9,899 | 1 | 調査対象地方支分部局（通商産業局）を含む |
| 運輸省 | 12 | 137 | 137 | 120 | 0 | 調査対象地方支分部局（運輸局）を含む |
| 郵政省 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 調査対象地方支分部局（電気通信監理局）のみ |
| 建設省 | 16 | 10,148 | 215 | 0 | 9,933 | 調査対象地方支分部局（地方建設局）を含む |
| 計 | 89 | 1,052,515 | 10,550 | 10,143 | 1,041,965 | |

（注） 不利益処分の実績のある省庁等のみを計上した。